

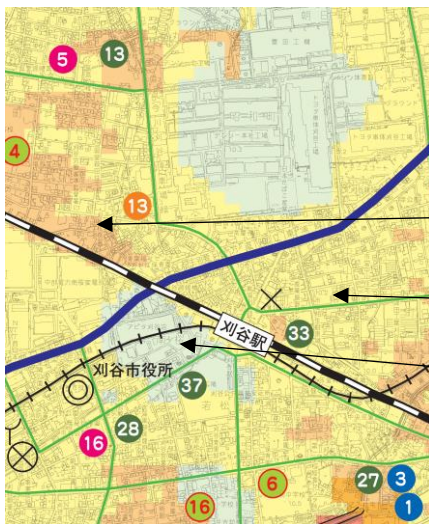
桜区防災ニュース

第28号（令和4年10月）
刈谷市桜区自主防災会
<https://sakuraku.org>

地震への備え -- 建物の耐震化と家具の転倒防止を！

刈谷市は「南海トラフ巨大地震」（マグニチュード9クラス）を想定した「地震ハザードマップ」をホームページに掲載し、地震への備えを呼び掛けています。地震はいつ起きるか分かりません。まずは建物の耐震化と家具の固定を行い、もしもの事態に備えましょう。

1. 刈谷市地震ハザードマップについて



令和元年12月1日改訂版のハザードマップによると、桜地区は震度6強が予測されています。日頃の備えとして、まずはこれに耐える建物の耐震化と家具の固定が必要です。

計測震度 6.4～6.5

計測震度 6.3～6.4

計測震度 6.2～6.3

2. 建築基準法について

昭和56年（1981.6）に改訂された建築基準法は、震度6強から7の地震に耐えうるように構造計算された最低限の基準ですが、それ以前の旧基準の建物は耐震診断が必要になります。詳細は裏面を参照してください。

なお、刈谷市の耐震化率は令和2年度現在で88.3%と低く、令和7年度91%を目標に補助制度により耐震化を促進しています。

3. 耐震等級について

耐震等級は、地震に対する建物の強度を示す指標の一つです。

- ・耐震等級1：建築基準法に定められた建物に備わっているべき最低限の耐震性能を満たしていることを示すもの
- ・耐震等級2：耐震等級1の1.25倍の倍率の耐震強度があることを示している
学校、病院や公共施設は耐震等級2以上の強度を持つことが定められている
- ・耐震等級3：耐震等級1の1.5倍の耐震強度があることを示している
(過去の大地震でも、耐震等級2以上の建物の倒壊は少ないという結果が出ています)

4. 家具の転倒防止とガラスの飛散防止

建物の耐震化と家具の転倒防止、ガラスの飛散防止は災害への備えの基本的な対策です。もしもに備える日頃の対策が、何よりも大切なことだと思います。

耐震診断・耐震改修等に係る補助制度

刈谷市では、昭和56年5月31日以前に建築された木造・非木造住宅の所有者が耐震診断・耐震改修等を実施する場合に費用の一部を補助しています。今後もこれらの補助制度を活用し、耐震化の促進に努めます。

住宅の耐震診断・耐震改修等に対する補助制度

		概 要
木 造	耐 震 診 断	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の無料耐震診断を行う。
	耐 震 改 修	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修費用の一部を補助する。
		段 階 的 耐 震 改 修
	簡 易 耐 震 改 修	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の簡易耐震改修（診断値を0.7以上1.0未満にする工事）の費用の一部を補助する。
	取 壊 し	木造住宅の取壊し費用の一部を補助する。
非木造	耐 震 診 断	昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅の耐震診断費用の一部を補助する。
	耐 震 改 修	昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅の耐震改修費用の一部を補助する。
ブロック塀等の撤去		道路及び公共施設の敷地に面するコンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組構造の塀（門柱を含む）で、道路からの高さが1m以上のものの撤去費用の一部を補助する。

この他、耐震化・減災化を促進するために必要な更なる補助制度について、検討していきます。

※詳細は刈谷市建設部建築課へお問い合わせください※

令和3年3月 刈谷市建設部建築課

〒448-8501 愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地 電話：0566-62-1021
E-mail：kenchiku@city.kariya.lg.jp 刈谷市ホームページ <https://www.city.kariya.lg.jp/>